

第 28 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 39 年足立区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 中学校の部同東綾瀬中学校の項中「綾瀬三丁目 23 番 14 号」を「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東綾瀬中学校の位置を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。